

イルミーナかわぐち

「特定施設入居者生活介護」契約書

_____（以下、「利用者」という）とケアサポート株式会社（以下、「事業者」という。）は、事業者が運営する「イルミーナかわぐち」（以下、「施設」という。）が行う介護保険法その他の法令（以下「介護保険法令等」という。）に定める介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という。）の利用にあたり、下記のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、特定施設等の利用者に対し、特定施設等において、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的としてサービスを提供します。

2 本契約に基づき提供されるサービス内容（本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。）は重要事項説明書に定めるとおりとします。

（契約期間と更新）

第2条 本契約の有効期間は、_____年 月 日～_____年 月 日とします。
ただし、上記の契約期間満了日以前に、利用者に関して介護保険法令等により行われる要支援認定又は要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き等により、要支援認定又は要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要支援認定又は要介護認定有効期間満了日までとします。

2 利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。

（運営規程）

第3条 事業者は、特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規定を運営規程に定めます。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 入居定員及び居室数
- 四 従業員の職種、員数及び職務内容
- 五 特定施設等のサービス内容及び利用料その他の費用の額
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 苦情処理

- 八 非常災害対策
- 九 個人情報保護
- 十 施設の利用に当たっての留意事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービス)

第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、介護予防特定施設サービス計画又は特定施設サービス計画(以下「特定施設等サービス計画」という。)に基づき、事業者が利用者に対して提供するサービスをいいます。

2 前項のサービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護においては、利用者の介護予防を目的とした入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援ならびに機能訓練及び療養上の世話を行います。

3 第1項のサービスのうち、特定施設入居者生活介護においては、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、ならびに機能訓練及び療養上の世話を行います。

(介護保険給付対象外サービス)

第5条 本契約において、「介護保険給付対象外サービス」とは、介護保険の給付対象となる前条の特定施設等の介護保険給付とは別に介護に係る費用を受領できる介護サービス及び個別的な選択による個別介護サービスをいい、**料金表Ⅱ**に定めるものをいいます。

(介護等の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づく介護予防サービス又は介護サービス(以下「介護等」という。)を原則として、施設における利用者の介護居室等において提供します。

(地域との連携等)

第7条 事業者は、事業運営にあたり、周辺地域住民が行う活動等を通じて地域との交流に努め、また地方自治体が実施する事業に協力するよう努めるものとします。

(要支援認定又は要介護認定に伴う確認)

第8条 事業者は、利用者の要支援認定又は要介護認定が確定・更新・変更された場合、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認書」を利用者に交付します。

一 要支援認定又は要介護認定の内容及びその認定日、有効期間

二 認定審査会の意見、その他の重要な事項

2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。

- 一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関する費用の額及び各種加算給付への同意
- 二 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意
- 三 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設等サービス計画の作成・変更)

第9条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者ごとに特定施設等サービス計画の原案又は変更案を作成し、利用者又はその家族に書面で交付し、かつ協議を行い、その同意を得た上で決定します。

(事業者の守秘義務)

第10条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供する上で、知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者にもりません。SNS等での外部への発信は、双方の同意を得たものに限ります。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(サービスの提供の記録)

- 第11条 事業者は、特定施設等サービス提供記録を作成することとし、その記録を完結の日から5年間保管します。
- 2 利用者は、9時から17時にその事業所にて、利用者自身に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
 - 3 利用者は、利用者自身に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費をお客様に請求します。

(サービス利用料金)

- 第12条 利用者は、事業者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの利用料を第8条第2項に基づき支払うものとします。
- 2 事業者は、利用者又は身元引受人に対し、毎月15日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。
 - 3 事業者は、お客様からの要望があった際には、領収証を発行します。

(利用料金の変更)

- 第13条 介護保険法令等の改正に伴い第8条第2項第一号に定める費用に変更があった場合、事業者は利用者等へ説明を行い、当該利用料金等を変更します。
- 2 第8条第2項第二号に定める費用を変更する場合、事業者は、入居契約に基づく手続きをとるものとします。

(証明書の交付)

第14条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いを受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

- 2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提供先についての説明を求めることがあります。

(損害賠償)

第15条 事業者は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、お客様のご家族に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

事業者は、事故の原因が事業者の責めに帰す場合、所定の手続きを経て損害賠償を速やかに行います。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力の場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に故意又は重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除または賠償額を減額されることがあります。
- 3 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
- 4 利用者及び身元引受人及び来訪者が、施設に於いて、故意または過失により、事業者または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合、建物または備品を破損・紛失・汚損した場合には、その損害賠償責任を負います。
- 5 事業者及び利用者は、1項から4項の賠償について誠意を以って速やかに対応し、履行するものとします。

(契約の終了事由)

第16条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要支援・要介護認定を受けていた利用者が自立と認定された場合
- 三 入居契約が終了した場合
- 四 事業者が介護保険法令等に基づく特定施設等の事業者指定を取り消された場合又は指定更新を行わなかった場合
- 五 利用者が他の介護保険施設に入院又は入所した場合
- 六 第17条又は第18条に基づき本契約が解除又は解約された場合

(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、利用者の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することがあります。

- 2 前項の場合、事業者は次の手続きを行います。

- 一 一定に観察期間をおくこと。
- 二 医師の意見を聴くこと。
- 三 契約解除の通告について 90 日の予告期間をおくこと。
- 四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、入居契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。
- 3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、利用者がしばしば遅延し又は支払いがない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、90 日の予告期間をおいて、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規定を準用します。
- 4 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。
 - 一 入居者又はその身元引受人等が事業者の業務の円滑な遂行を妨害する場合
 - 二 入居者又はその身元引受人等が事業者や事業所職員又は他のお客様の生命・身体・財産・信用を毀損するなど本契約を継続し難いほどの不信行為を行なった場合
 - 三 入居者又はその身元引受人等が、事業者や事業所職員又は他のお客様に対し、ハラスメント行為（身体的、精神的、言語的又は性的な嫌がらせを含むがこれらに限らない）を行い、その結果、本契約を継続し難い状況を生じさせた場合

(利用者からの中途解約)

第 18 条 利用者は、本契約の有効期限内、本契約を解約することができます。
終了を希望する場合は事業者に書面により通知するものとします。

(清算)

第 19 条 本契約が終了した場合において、利用者は事業者に対し、契約終了日から 30 日以内に精算するものとします。その際は、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

(緊急時の対応)

第 20 条 特定施設等の提供を行っているときにお客様の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は医師と連絡を取るとともに、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡する等必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第 21 条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。
2 利用者は、事業者が本契約に基づき提供したサービスに関し、重要事項説明書に定める相談窓口で苦情を申し立てることができます。

3 事業者は、利用者からの苦情の申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

(協議事項)

第22条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令等に定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第23条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

契約締結日 年 月 日

【事業者】 埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2
ケアサポート株式会社 代表取締役 堀越太志
(適格請求書番号：T5-0300-0101-4248)
施設 (所在地) 埼玉県川口市大字里1186-1
(名称) イルミーナ かわぐち
(指定番号) 1170206146
(代表者名) 所長 北村 明子

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

【利用者】

住 所
氏 名

【身元引受人】

住 所
氏 名

利用者との関係

〈勤務先〉
〈勤務先住所〉
〈勤務先電話番号〉